

# 北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 告 示

○水資源保全地域の指定	(土地水対策課)	30
○水資源保全地域の指定の一部改正	(土地水対策課)	30
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	32
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	32
○土地改良法による道営換地計画の決定	(農業施設管理課)	32
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	32
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	32
○道路の区域の変更及び供用の開始	(維持管理防災課)	33

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	33
<b>道収用委員会告示</b>	
○土地収用法による裁決書の公示送達	34
○裁決手続開始の決定	34

### 告 示

#### 北海道告示第792号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、平成30年12月25日から施行する。

平成30年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定番号 第177号
- 2 名 称 厚岸町別寒刃牛地区・浜中町茶内第三地区水資源保全地域
- 3 指定の区域 厚岸郡厚岸町若松4番地から9番地まで、117番地、119番地から121番地まで、124番地、133番地、135番地から138番地まで、144番地から147番地まで、152番地、154番地、156番地から209番地まで、211番地、223番地

1 及び2、225番地、227番地、230番地、235番地から238番地まで、243番地から245番地まで、248番地から254番地まで、256番地、258番地、259番地、262番地、263番地、265番地から269番地まで、274番地から279番地まで、282番地から286番地まで、291番地、295番地、296番地、298番地から304番地まで、306番地、308番地、705番地、20000番地から20007番地まで、20009番地、20010番地、40000番地、50001番地から50006番地まで、50016番地から50018番地まで、50023番地、50024番地、60000番地、トライベツ493番地から496番地まで、498番地、503番地、504番地、厚岸郡浜中町茶内西16線4番地、6番地、オラウンベツ川-4、茶内西17線1番地1及び2、5番地、11番地、19番地、252番地、道道上風連大別線-2（厚岸町別寒刃牛地区・浜中町茶内第三地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

#### 4 地域別指針 次のとおり

（水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課及び北海道鉄路総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第793号

平成30年北海道告示第186号（水資源保全地域の指定）の一部を次のように改正し、平成30年12月25日から施行する。

平成30年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 の事項を次のように改める。

- 1(1) 指定番号 第176号
- 1(2) 名 称 中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域
- 1(3) 指定の区域 空知郡上富良野町21番地1、21番地3、21番地5から7まで、21番地9、79番地1及び2、79番地5、79番地7、79番地12、79番地14から17まで、80番地1から13まで、205番地1、205番地3から5まで、205番地8、205番地11、286番地1から6まで、286番地8から13まで、287番地1、287番地3及び4、287番地8、357番地1、357番地4及び5、357番地7、357番地9、357番地14から16まで、358番地1及び2、358番地4及び5、683番地1、683番地3から5まで、683番地7、683番地15、712番地1、712番地3、712番地5から7まで、972番地1から3まで、978番地1、1097番地2、1097番地4から8まで、1098番地1から3まで、1099番地1、1099番地10及び11、1099番地13から15まで、1099

番地17から20まで、1099番地23、1221番地1から3まで、1221番地18から21まで、1242番地1から3まで、1242番地5及び6、1242番地11、1243番地1から4まで、1245番地1から5まで、2177番地1から3まで、2216番地2から10まで、2216番地16、2216番地22及び23、2216番地77、2216番地96、2216番地99、2216番地111から113まで、2216番地121、2216番地123、2216番地152、2216番地156、2216番地159から164まで、2216番地169、2688番地1、2688番地3から16まで、2689番地1から5まで、2689番地8から12まで、2690番地1、2691番地1から3まで、2692番地1及び2、2692番地5、2692番地10、2692番地17から20まで、2693番地1、2693番地7、2693番地9、3095番地2、3095番地4、3095番地6、3095番地14、3855番地1、3855番地3及び4、3855番地8及び9、5600番地1から4まで、5601番地2、5602番地、5603番地2、5604番地2、5615番地、5623番地1から3まで、5625番地、5626番地、5629番地、5630番地1及び2、5889番地、5892番地、5893番地、5894番地、5895番地、5896番地、5897番地、5898番地、5900番地、5905番地、5906番地、5909番地、5910番地、5915番地、5917番地、5918番地、6047番地、空知郡中富良野町750番地7から9まで、750番地12、753番地2及び3、753番地6、761番地1から5まで、762番地1から3まで、1201番地1、1201番地6及び7、1201番地10、1202番地1から5まで、1202番地7から11まで、1290番地1から8まで、1291番地1、1291番地4及び5、1291番地9から11まで、5073番地、5074番地、5075番地、5076番地、6370番地1及び2、6371番地1、6375番地1から6まで、6376番地1及び2、6764番地、6765番地、字フ拉斯原野4266番地4、4266番地6及び7、字ボロピナイ1650番地1、1650番地3から6まで、1650番地8、1650番地11から14まで、1650番地16、字上富良野836番地1及び2、836番地6、836番地11から14まで、字中富良野2212番地26、2212番地68から70まで、2212番地139から141まで、2212番地143及び144、2212番地147、2212番地156、2212番地159から164まで、2212番地173、2212番地175から177まで、2212番地180、2212番地182、2212番地184、2212番地186及び187、2212番地189、2212番地191、2212番地193、2212番地196、2212番地201、2212番地260及び261、2212番地267及び268、2212番地322、2212番地325、2212番地333、2212番地338、2212番地365及び366、2212番地392、2212番地409、2212番地431、2212番地436及び437、2212番地443及び444、2212番地446、2212番地616、2212番地657及び658、2212番地672から676まで、2548番地1から5まで、2549番地1から4まで、

3068番地1から4まで、3541番地1から6まで、4136番地、4137番地、4138番地1から3まで、7181番地2及び3、7182番地、7183番地3から5まで、7184番地、7185番地、7186番地1及び2、7191番地、7192番地、7193番地、7196番地、7197番地1から5まで、7198番地1及び2、7199番地、7204番地、7205番地、7206番地、7208番地1から4まで、7208番地6から12まで、7209番地1から15まで、7211番地1、7211番地3、7212番地1から8まで、7213番地1から5まで、7214番地1から3まで、7215番地1から3まで、7216番地1から4まで、7219番地、7220番地、7221番地1、7221番地3、7221番地6、7224番地、7225番地1及び2、7226番地1及び2、7227番地1及び2、7228番地、7229番地1及び2、7230番地、7231番地、7232番地、7233番地、7234番地、7235番地、7236番地1及び2、7237番地1及び2、7238番地、7239番地、7240番地1から6まで、7241番地1から3まで、7242番地1から4まで、7243番地1及び2、7244番地、7245番地1から3まで、7246番地、7247番地、7248番地、7249番地、7250番地、7251番地1から4まで、7252番地、7253番地、7254番地、7255番地、7256番地1及び2、7257番地1から7まで、7258番地、7259番地1から9まで、7260番地、7261番地1から8まで、7262番地、7263番地、7264番地1及び2、7265番地、7266番地、7267番地1から3まで、7268番地、7269番地、7270番地、7271番地、7272番地、7273番地、7274番地、7275番地、7276番地1及び2、7277番地1から3まで、7278番地、7279番地1及び2、7280番地、7401番地、10076番地、10078番地、10309番地1及び2、10310番地、10311番地、10329番地、10330番地、字中富良野原野1384番地1から3まで、2450番地1から7まで、2450番地9、2450番地11から16まで、2450番地19、2450番地22及び23、2450番地29、2450番地31、2450番地33から35まで、2450番地37及び38、4215番地2、4218番地2及び3、字富良野原野157番地4から6まで、157番地9及び10、171番地22、172番地2及び3、172番地6、172番地12、172番地15、175番地6及び7、175番地9、176番地5から7まで、177番地1から11まで、177番地15、177番地17及び18、178番地2から4まで、203番地1から8まで、272番地2から5まで、272番地7から15まで、272番地18、272番地20、272番地22及び23、272番地26から43まで、303番地5から10まで、356番地1及び2、356番地4から7まで、356番地10、356番地13から18まで、359番地6及び7、360番地1から5まで、360番地7、360番地11及び12、360番地14、644番地9及び10、644番地12、644番地15から18まで、692番地1から5まで、692番地

9から21まで、692番地24及び25、693番地31及び32、693番地34、693番地36及び37、704番地1から4まで、704番地6、704番地14、704番地16、704番地18及び19、704番地21から24まで、704番地27から35まで、705番地1から6まで、795番地7及び8、796番地5、796番地8、796番地10から12まで、969番地6、970番地2、970番地4、971番地12、973番地6から9まで、974番地7から10まで、974番地13及び14、974番地16及び17、974番地19及び20、974番地22及び23、982番地1、982番地14、982番地16、982番地25及び26、982番地30から33まで、982番地35から45まで、982番地47及び48、982番地50及び51、982番地53及び54、982番地56、982番地61及び62、1095番地1から4まで、1095番地6から8まで、1095番地10、1095番地12及び13、1095番地16から22まで、1219番地2及び3、1219番地5、1219番地8、1219番地11及び12、5111番地、7430番地、7431番地、7434番地、9288番地、9289番地、9291番地（中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

#### 北海道告示第794号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年12月10日、北竜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（西川南地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成30年12月19日から20日間、一般的の縦覧に供する。

平成30年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、せたな町愛知地区1工区及び2工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、平成30年12月19日から20日間、一般的

縦覧に供する。

平成30年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第797号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成30年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉二丁目1の19、2の1、2の89

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第798号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件の変更に係る保 安林の所在場所	函館市（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振 興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）	

#### 北海道告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	上斗満大誉地線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
足寄郡足寄町大誉地243番1地先から 同郡足寄町大誉地243番1地先まで		前	42.50mから 51.50mまで	200.00m	—
		後	42.50mから 56.00mまで	200.00m	—

#### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道胆振総合振興局告示第76号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年12月18日

北海道胆振総合振興局長 山口修司

1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量	
(1) 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）	胆振地区 945,000キログラム
(2) 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）	日高地区 410,000キログラム
(3) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）	胆振地区 1,785,000キログラム
(4) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）	胆振地区 34,000キログラム
(5) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）	日高地区 40,000キログラム
(6) カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）	胆振地区 52,000キログラム
(7) すべり止め材（砂・碎石 混合）	苦小牧出張所 900,000キログラム
(8) すべり止め材（砂）	洞爺出張所 1,100,000キログラム
(9) すべり止め材（砂）	門別出張所 5,000キログラム
2 落札を決定した日	
平成30年11月13日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 1の(1)及び(3)	
ア 氏名 株式会社東宏	
イ 住 所 札幌市東区東雁来9条3丁目2番3号	
(2) 1の(2)	
ア 氏名 株式会社ゴードー	
イ 住 所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	
(3) 1の(4)及び(5)	
ア 氏名 ナラサキ産業株式会社	
イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地	
(4) 1の(6)	
ア 氏名 ソリトン・コム株式会社	
イ 住 所 札幌市中央区盤渓365番地	
(5) 1の(7)	
ア 氏名 道路建設株式会社	
イ 住 所 札幌市北区北7条西4丁目3番地1	
(6) 1の(8)	
ア 氏名 道路工業株式会社	
イ 住 所 札幌市中央区南8条西15丁目2番1号	
(7) 1の(9)	
ア 氏名 さくら佐藤建設株式会社	
イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町17番地の9	

4 落札金額

- (1) 22.0円
- (2) 22.0円
- (3) 29.9円
- (4) 36.0円
- (5) 36.0円
- (6) 225.0円
- (7) 20.0円
- (8) 9.2円
- (9) 89.5円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年9月28日付け北海道胆振総合振興局告示第56号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

### 道 収 用 委 員 会 告 示

#### 北海道収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき、次の者に送達すべき  
次の書類は、北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあ

4 裁決手続開始を決定する土地

所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (m <sup>2</sup> )	実測地積 (m <sup>2</sup> )	収用しよ うとする 土地の面 積 (m <sup>2</sup> )	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
						氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
札幌市南区定 山渓温泉東二 丁目	89番19	宅地	122.11	122.11	122.11	(亡) 熊倉 興一 法定相続人 熊倉 一城	札幌市豊平区豊平1条1丁目 2番32号豊平1・1ビル902号	井上 慧子	札幌市中央区南17条西 16丁目3番1-501号 ただし、登記記録上の 住所 札幌市中央区南一六条 西十八丁目33番地5	昭和54年2月16日 第9670号	抵当権

るので、該当者は来庁の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成31年1月7日の経過をもって同項の規定に基づく送達があったものとみなされる。

平成30年12月18日

北海道収用委員会会長 澤田昌廣

1 書類の名称

平成30年12月7日付けで裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書正本

2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
不 明	不明（ただし、（亡）草原美和夫の相続人）

#### 北海道収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成30年12月18日

北海道収用委員会会長 澤田昌廣

1 事件名

平成30年（収）第10号一般国道230号改築工事（定山渓拡幅）外収用事件

2 起業者の名称

国土交通大臣

3 事業の種類

一般国道230号改築工事（定山渓拡幅・北海道札幌市南区定山渓温泉東二丁目地内から  
同区定山渓温泉東三丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

								岩崎 孝之	札幌市白石区南郷通8 丁目3番13号 ただし、登記記録上の 住所 札幌市白石区北郷一条 十一丁目7番地13	昭和53年6月27日 第33805号	抵当権
--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	-----------------------	-----

5 裁決手続開始決定の日  
平成30年12月 7日

---